

岩手県告示第486号

岩手県事務委任及び代決専決規則別表第1に規定する別に定める補助金又は交付金のうち商工労働観光部に係るもの（平成20年岩手県告示第258号）の一部を次のように改正する。

平成23年8月5日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前		改正後	
室課名	事業名	室課名	事業名
[略]		[略]	
企業立 地推進 課	工業団地整備事業費補助、企業立地促進奨励事業費補助、被災工場再建支援事業費補助及び特定区域産業活性化奨励事業費補助	企業立 地推進 課	工業団地整備事業費補助、企業立地促進奨励事業費補助、 <u>人財U・I</u> ターン型企業誘致促進事業費補助及び特定区域産業活性化奨励事業費補助
[略]		[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。